附則第三条を附則第二条の七とし、附則第三条の二から附則第三条の二の四までを一条ずつ繰り上げ、附則第三条の二の三の次に次の一条を加える。

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第三条の二の四　福島県南相馬市、双葉郡双葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第七条の二の十四の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

附則第三条の二の五中「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削る。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部改正）

第二条　地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年十月一日」を「平成二十七年十月一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年十一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百六十四号

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百三十八号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の二条を加える。

（令第十二条第六号の滞在者名簿）

第十条の二　令第十二条第六号の滞在者名簿は、第六号様式によるものとし、その作成の日から三年間保存するものとする。

2　令第十二条第六号の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　施設

二　国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行おうとする者（次号において「事業者」という。）の事務所

三　事業者から滞在者名簿の備付けに係る事務を受託した者の事務所

3　令第十二条の厚生労働省令で定める事項は、滞在者の氏名、住所及び職業のほか、滞在者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号とする。

（令第十二条第七号の周辺地域の住民）

第十条の三　令第十二条第七号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　施設を構成する建築物に居住する者

二　施設を構成する建築物の敷地に隣接する土地に存する建築物（外壁間の水平距離が二十メートルを超えるものを除く。）に居住する者

三　施設を構成する建築物の敷地が道路、公園その他の空地（以下「道路等」という。）に接する場合にあっては、当該敷地と道路等の境界線からの水平距離が十メートルの範囲内の土地に存する建築物（外壁間の水平距離が二十メートルを超えるものを除く。）に居住する者

2　都道府県知事は、施設の周辺の土地利用の状況を勘案し、前項の周辺地域の住民の範囲に代えて適用すべき当該住民の範囲を別に定めることができる。

3　都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村（保健所を設置する市を除く。）の長が施設の周辺の土地利用の状況を勘案し別の定めによるべき旨の申出をした場合には、当該市町村の区域について、前二項の周辺地域の住民の範囲に代えて適用すべき当該住民の範囲を別に定めることができる。

第十一条第五号を次のように改める。

五　施設の周辺地域の住民に対する説明の方法及びその記録

第十一条に次の一号を加える。

六　施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制及びその周知方法

第十二条に次の一号を加える。

十　施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せを受けるための連絡先

第五号様式の次に次の一様式を加える。

第六号様式（第十条の二第一項関係）

滞在者名簿

滞在期間	年　月　日　～　年　月　日　日間
氏名	
住所	
職業	
国籍	
旅券番号	

備考　国籍及び旅券番号については、日本国内に住所を有しない外国人である場合に限る。

○厚生労働省令第百六十三号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2　平成二十八年四月十四日において熊本県の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において熊本県の区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に対して平成二十八年度に交付する整備法第二十三条（石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報奨金に係る第二条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「十月十五日」とあるのは、「平成二十九年一月三十一日」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。